

## 救慰金の授与について

(昭47.5.1 警察庁甲務発第143号、甲官発第35号、警察  
庁長官から各局課長、各参事官、警大長、科警研長、皇  
本長、各管区局長、各管区学校長、都道通信部長、警視  
總監、各道府県方面本部長あて)

このたび、警察官の家族が警察官の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのために死亡または負傷した場合には、次のとおり救慰金を授与することとしたので了知されたい。

### 記

#### 1 救慰金を授与する場合

救慰金は、警察官の正当な職務執行に直接基因して、当該警察官の配偶者、父母または子が他人から危害を加えられ、そのために死亡し、または重い身体障害が残つた場合に当該警察官に授与する。

#### 2 救慰金の額

救慰金の額は、最高限度額を100万円とし、被害の程度等を勘案して個別にその額を決定する。